

政府管掌年金事業等の運営の改善のための 法律改正について(案)

政府管掌年金事業等の運営の改善のための法律改正について(案)

政府管掌年金事業等の運営の改善を図るため、国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大、事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設、年金記録の訂正手続の創設等の所要の措置を講ずる。

検討中の改正内容

1. 年金保険料の納付率の向上方策等 (国民年金法、厚生年金保険法等関係)

- (1) 納付猶予制度の対象者を、30歳未満の者から50歳未満の者に拡大する。
- (2) 大学等の学生納付特例事務法人について、学生から納付猶予の申請の委託を受けた時点から、当該納付猶予を認める。
- (3) 現行の後納制度に代わって、過去5年間の保険料を納付することができる制度を創設する。
- (4) 保険料の全額免除について、指定民間事業者が被保険者からの申請を受託できる制度を設ける。
- (5) 滞納した保険料等に係る延滞金の利率を軽減する。

2. 事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設 (国民年金法関係)

- 事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等について、特例保険料の納付等を可能とする制度を創設する。

3. 年金記録の訂正手続の創設 (国民年金法、厚生年金保険法、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律関係)

- 年金個人情報(国民年金及び厚生年金保険の原簿記録)について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を整備する。

4. 年金個人情報の目的外利用・提供の範囲の明確化 (日本年金機構法関係)

- 年金個人情報の目的外提供ができる場合として、市町村が行う高齢者虐待の事実確認に関する事務等を追加する。

年金保険料の納付率の向上方策等

1. 納付猶予制度対象者の拡大

【平成28年7月1日より施行】

- 若年層に限らず、全年齢層において非正規雇用労働者が増加している状況を踏まえ、納付猶予制度の対象年齢を30歳未満から50歳未満に拡大(平成37年6月までの時限措置)。
- ※ 現行制度は、30歳未満の被保険者を対象に、平成17年7月から平成37年6月までの時限措置。

2. 学生納付特例事務法人制度の見直し

【平成26年10月1日より施行】

- 大学等が学生から納付猶予の申請を受託した日に、厚生労働大臣に申請があったものとみなす。
- ※ 現行では、厚生労働大臣の指定する大学等は、在籍する学生から保険料の納付猶予の申請の委託を受けることができるが、当該申請日は、大学等が厚生労働大臣に当該申請を提出した日とされている。

3. 保険料納付機会の拡大

【平成27年10月1日より施行】

- 保険料納付機会の拡大を図り、無年金・低年金の防止を図るため、現行の後納制度に代わって、過去5年間の保険料を納付することができる制度を創設する(平成32年9月までの時限措置)。
- ※ 現行の後納保険料額より高い保険料額を納付。(政令事項)
(現行の後納制度は、過去10年の未納保険料に係る平成24年10月から平成27年9月までの時限措置。)

4. 国民年金保険料の全額免除制度等の見直し【新設】

【平成27年7月1日より施行】

- 被保険者の手続上の負担を軽減し、全額免除等の申請の機会を拡充する観点から、厚生労働大臣が指定する者が一定の被保険者からの申請を受託できる制度を創設。
- また、当該指定する者が被保険者から申請を受託した日に、厚生労働大臣に当該申請があったものとみなす。

5. 滞納した保険料等に係る延滞金の利率の軽減

【平成27年1月1日より施行】

- 滞納した保険料に係る延滞金の利率について、現下の低金利の状況を踏まえ、延滞税の利率設定を参考にしつつ、軽減する。
- ※ 延滞金:年14.6%(納期限から3ヶ月以内:年4.3%)→年9.2%(納期限から3ヶ月以内:2.9%)(平成26年)

事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設

1. 事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等について、特例保険料の納付等を可能とする制度の創設【新設】【公布日から2年以内で政令で定める日より施行】

- 事後的に事務処理誤り等の事由が明らかになり、それにより国民年金保険料の納付の機会を逸失したと認められる場合等について、年金受給権を得る途を開く観点から、事後的に特例保険料の納付等を可能とする制度を創設。
 - ※ 国民年金保険料は納期限から2年を経過すると納付することができない。

<対象となる事例>

- ・ 誤った説明を受けたなど事務処理誤り等の事由により、保険料を納付することができなかった
付加保険料の納付ができなかった
保険料の追納ができなかった
保険料の免除申請ができなかった など

<納付等をした場合の効果>

- ・ 承認の申出を行った日に、保険料の追納等があったものとみなし、受給権者については、将来に向けて年金額を改定

2. 付加保険料の納付等の特例【新設】 【公布日から2年以内で政令で定める日より施行】

- 現在は、付加保険料の納付が納期限(翌月末)に遅れた場合は、付加保険料の納付について辞退の申出をしたものとみなされることになっている。
 - ※ 平成24年の法律改正により、辞退の申出をしたものとみなさない取扱いに変更(平成26年4月より開始)。
- 過去に、付加保険料を支払う銀行口座に十分な金額がなかったことなどの理由で、納期限内に納付されず、付加保険料の納付の辞退の申出をしたものとみなされた期間について、過去10年分の付加保険料の納付を可能とする(施行後3年間の時限措置)。

- ※ 付加保険料は月額400円、納期限は翌月末
- ※ 付加年金額は「200円×付加保険料を納付した月数」

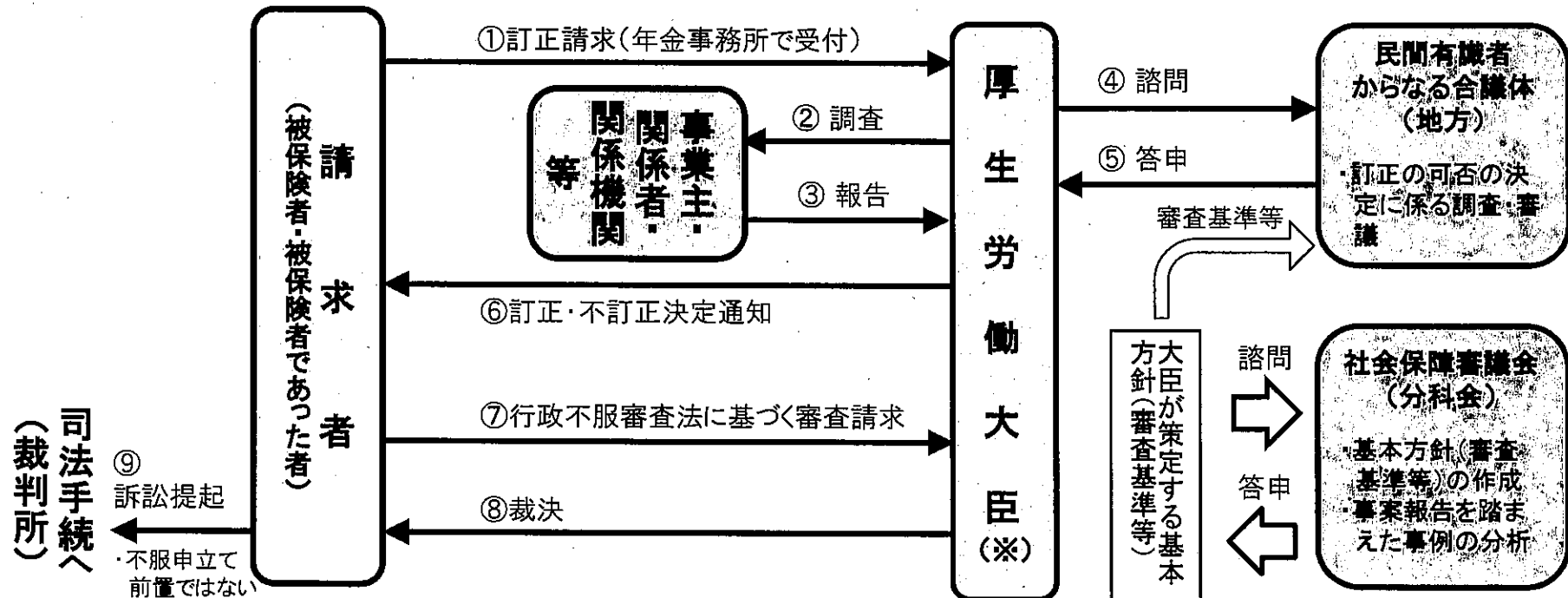
年金記録の訂正手続の創設

年金記録の訂正手続のポイント

○ 年金個人情報(国民年金及び厚生年金保険の原簿記録)について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を整備する。

- ・ 年金記録の訂正請求権を被保険者等に付与すること
- ・ 事実関係をできる限り明らかにするために、厚生労働大臣が関係機関に資料提供等を求める規定を設けること
- ・ 民間有識者からなる合議体の審議によって、厚生労働大臣が訂正決定を行うこと
- ・ 決定に不服がある場合は、不服申立手続や司法手続にも移行可能とすること

【年金記録の訂正請求のイメージ図】



※ 厚生労働大臣の訂正決定の権限を地方厚生局長に委任

年金個人情報目的外利用・提供の範囲の明確化

年金個人情報目的外利用・提供の範囲の明確化

- 年金個人情報は、プライバシー性が非常に高いという特性があり、その目的外利用・提供については、通常の行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されている。
- 政府管掌年金事業に関連する事務以外の事務について、他の行政機関に年金個人情報を提供する場合は、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合」などに限られるが、一定程度事例の蓄積があったものについて、年金個人情報の目的外利用・提供の範囲の明確化を行う。
(具体的事例)
 - ・ 年金詐取(経済的虐待)を受けているおそれのある高齢者について、市町村が高齢者虐待防止法に基づき、虐待の事実を調査・確認するために年金の受取口座情報等の提供を求める事例
- 具体的な改正内容としては、
 - ・ 本人の同意を得ることができない緊急の場合などやむを得ない事由があり、市町村等が行う高齢者虐待の調査・確認の事務に類する事務について、年金個人情報の目的外利用・提供を可能とする。